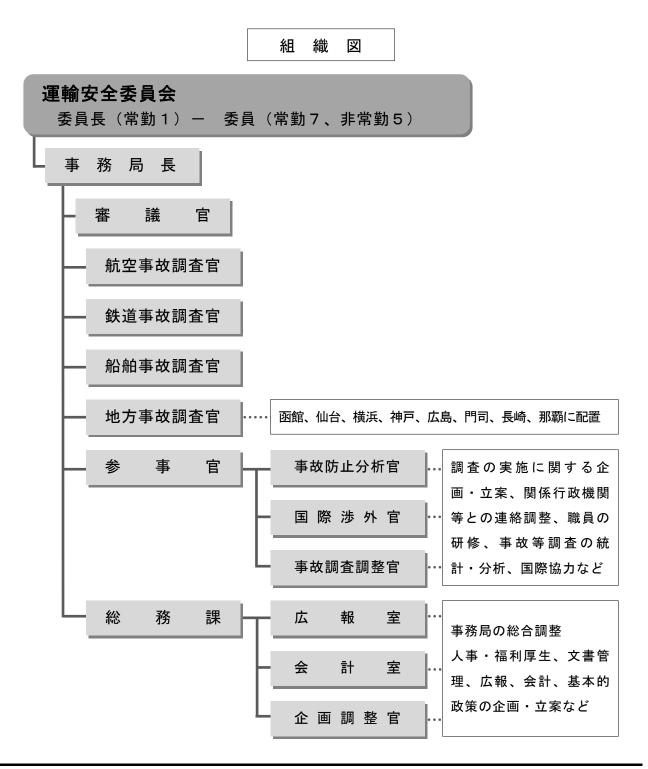
資料編

資料編目次

(組織等	等)		
資料	1	組織の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料	2	委員会及び各部会の審議事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(航空	事故		
資料	3	調査対象となる航空事故・航空重大インシデント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料	4	航空事故等調査の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料	5	航空機の機種別発生件数の推移(航空事故)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
資料	6	航空機の機種別発生件数の推移(航空重大インシデント)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
資料	7	平成 21 年に発生した航空事故等の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
資料	8	平成 21 年に述べた所見(航空事故等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
/ <i>&</i> ₩ > ¥ =			
(鉄道≅ 資料	-	寺) 調査対象となる鉄道事故・鉄道重大インシデント ·············	17
資料		鉄道事故等調査の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料		調査対象の事故等種類別発生件数の推移(鉄道事故)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料		調査対象の事故等種類別発生件数の推移(鉄道重大インシデント)・・・	
資料		平成 21 年に発生した鉄道事故等の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		平成 21 年に光生した鉄道事政等の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料	14	平成 21 年に近へた所見(鉄道事故寺)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(船舶	事故	等)	
資料	15	調査対象となる船舶事故・船舶インシデント ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
資料	16	船舶事故等調査の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
資料	17	船舶事故等の管轄区域図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
資料	18	事故等区分による調査担当組織、部会等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
資料	19	水域別発生件数(船舶事故等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料	20	事故等種類別発生件数(船舶事故等) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	30
資料 2	21	船舶の種類別発生隻数(船舶事故等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
資料	22	トン数別発生隻数(船舶事故等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料 2	23	平成 21 年に発生した重大な船舶事故等の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料	24		

資料1 組織の概要

運輸安全委員会の組織は、委員長及び 12 名の委員と、178 名の事務局職員から成り立っています(平成 22 年度末定員)。事務局には、事故等調査を行う航空、鉄道及び船舶事故調査官、事務局の総合調整等を行う総務課、事故等調査の支援、各種分析、国際的な連携などを専門に行う参事官が置かれています。また、船舶事故等(重大なものを除く。)の調査及び航空・鉄道事故等の初動調査の支援を行うため、地方事故調査官のほか調査を支援する専門の職員を全国 8 か所(函館、仙台、横浜、神戸、広島、門司、長崎、那覇)に配置しています。



資料2 委員会及び各部会の審議事項

事故調査官による調査報告書案の作成後、委員会又は部会において審議が行われます。通常は、各モード別に置かれた部会(航空部会、鉄道部会、海事部会、海事専門部会)で審議し、総合部会では特に重大な事故に関する事項を、委員会では非常に重大な事故に関する事項を審議します。

委員会(部会)は、委員長(部会長)が招集し、委員長(部会長)をはじめ、各専門分野の 委員が参加し、その議事は出席者の過半数でこれを決します。なお、委員の半数以上が出席し なければ、会議を開き議決することができません。

また、委員会には、事務局からも事務局長、審議官、参事官、首席事故調査官、担当事故調査官などが陪席しています。

委員会及び各部会の審議事項

部 会 等	審議する事項
委 員 会	・被害の発生状況、社会的影響その他の事情を考慮し非常に重大な事故と委員会が認める事項
総合部会	・特に重大な事故に関する事項 ① 10 人以上の死亡者又は行方不明者が発生したもの ② 20 人以上の死亡者、行方不明者又は重傷者が発生したもの (①②とも、航空、船舶については旅客運送事業に限る) ・その他委員会が認める事項
航 空 部 会	・航空事故及び航空重大インシデントに関する事項 (総合部会が処理するものを除く)
鉄 道 部 会	・鉄道事故及び鉄道重大インシデントに関する事項 (総合部会が処理するものを除く)
海事部会	・船舶事故及び船舶インシデントであって委員会が重大と認めるものに関する事項 (総合部会及び海事専門部会が処理するものを除く)
海事専門部会	・船舶事故及び船舶インシデントに関する事項 (総合部会及び海事部会が処理するものを除く)

資料3 調査対象となる航空事故・航空重大インシデント

<調査対象となる航空事故>

◎運輸安全委員会設置法第2条第1項(航空事故の定義)

「航空事故」とは、航空法第76条第1項各号に掲げる事故をいう。

◎航空法第 76 条第1項 (報告の義務)

- 1 航空機の墜落、衝突又は火災
- 2 航空機による人の死傷又は物件の損壊
- 3 航空機内にある者の死亡(自然死等を除く)又は行方不明
- 4 他の航空機との接触
- 5 その他国土交通省令(航空法施行規則)で定める航空機に関する事故

◎航空法施行規則第 165 条の 3

(航空法第76条第1項第5号の国土交通省令で定める航空機に関する事故) 航行中の航空機が損傷(発動機、発動機覆い、発動機補機、プロペラ、翼端、アンテナ、タイヤ、ブレーキ又はフェアリングのみの損傷を除く。)を受けた事態 (当該航空機の修理が大修理に該当しない場合を除く。)

<調査対象となる航空重大インシデント>

◎運輸安全委員会設置法第2条第2項第2号(航空事故の兆候の定義)

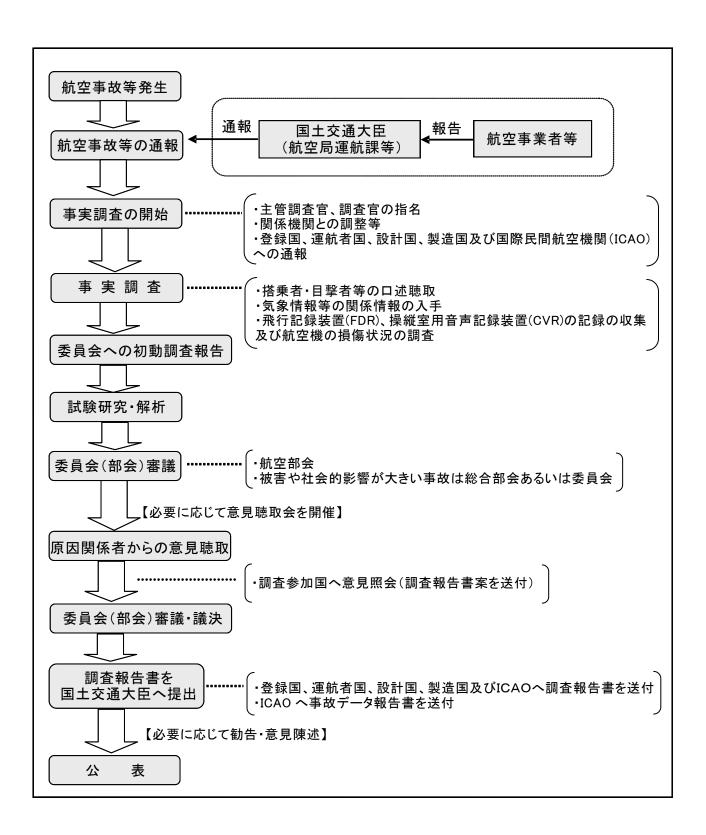
機長が航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めた事態その他航空法第76条の2の国土交通省令で定める事態をいう。

◎航空法第76条の2

- ・航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めたとき
- ・航空法 76 条第 1 項各号に掲げる事故が発生するおそれがあると認められる国土交通 省令で定める事態

- ◎航空法施行規則第 166 条の 4 (航空法 76 条の 2 の国土交通省令で定める事態)
 - 1 閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路からの離陸又はその中止
 - 2 閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路への着陸又はその試み
 - 3 オーバーラン、アンダーシュート及び滑走路からの逸脱(航空機が自ら地上走行できなくなった場合に限る。)
 - 4 非常脱出スライドを使用して非常脱出を行った事態
 - 5 飛行中において地表面又は水面への衝突又は接触を回避するため航空機乗組員が緊 急の操作を行った事態
 - 6 発動機の破損(破片が当該発動機のケースを貫通し、又は発動機の内部において大 規模な破損が生じた場合に限る。)
 - 7 飛行中における発動機(多発機の場合は、二以上の発動機)の継続的な停止又は出力 若しくは推力の損失(動力滑空機の発動機を意図して停止した場合を除く。)
 - 8 航空機のプロペラ、回転翼、脚、方向舵、昇降舵、補助翼又はフラップが損傷し、 当該航空機の航行が継続できなくなった事態
 - 9 航空機に装備された一又は二以上のシステムにおける航空機の航行の安全に障害と なる複数の故障
 - 10 航空機内における火炎又は煙の発生及び発動機防火区域内における火炎の発生
 - 11 航空機内の気圧の異常な低下
 - 12 緊急の措置を講ずる必要が生じた燃料の欠乏
 - 13 気流の擾乱その他の異常な気象状態との遭遇、航空機に装備された装置の故障又は 対気速度限界、制限荷重倍数限界若しくは運用高度限界を超えた飛行により航空機の 操縦に障害が発生した事態
 - 14 航空機乗組員が負傷又は疾病により運航中に正常に業務を行うことができなかった 事態
 - 15 航空機から脱落した部品が人と衝突した事態
 - 16 前各号に掲げる事態に準ずる事態

資料4 航空事故等調査の流れ



資料5 航空機の機種別発生件数の推移(航空事故)

(件)

		71k %─ 14k		□ ±- 35	# + 			\(\)	
機種		飛行機	1=	回転翼		26 mm 144	an 4- 60	=1	
発生年	大型機	小型機	超軽量 動力機	ヘリ コプター	ジャイロ プレーン	滑 空 機	飛 行 船	計	
昭和 49 年	8	15	0	17	1	8	0	49	
昭和 50 年	3	16	0	16	0	8	0	43	
昭和 51 年	9	26	0	14	0	7	0	56	
昭和 52 年	5	12	0	16	1	5	0	39	
昭和 53 年	4	10	0	18	1	6	0	39	
昭和 54 年	8	14	0	20	1	6	1	50	
昭和 55 年	5	11	0	22	0	3	0	41	
昭和 56 年	3	10	1	18	0	8	0	40	
昭和 57 年	3	16	0	9	1	7	0	36	
昭和 58 年	4	13	10	12	0	7	0	46	
昭和 59 年	4	5	6	13	1	3	0	32	
昭和 60 年	5	11	6	15	0	4	0	41	
昭和 61 年	4	12	14	15	3	4	0	52	
昭和 62 年	8	17	8	8	1	3	0	45	
昭和 63 年	5	6	7	12	2	3	1	36	
平成 元年	2	6	11	9	1	12	0	41	
平成 2 年	3	11	9	16	2	7	0	48	
平成 3 年	2	10	6	19	0	7	0	44	
平成 4 年	3	5	5	7	0	4	0	24	
平成 5 年	4	5	3	17	1	2	0	32	
平成 6 年	3	4	8	13	0	2	0	30	
平成 7 年	4	7	10	6	0	1	0	28	
平成 8 年	8	11	5	8	0	4	0	36	
平成 9 年	3	11	3	8	2	3	0	30	
平成 10 年	4	14	5	6	1	6	0	36	
平成 11 年	1	9	5	7	1	5	0	28	
平成 12 年	1	5	5	11	1	5	0	28	
平成 13 年	2	5	2	8	0	4	0	21	
平成 14 年	4	4	5	15	0	7	0	35	
平成 15 年	2	10	3	1	0	2	0	18	
平成 16 年	4	11	2	6	1	3	0	27	
平成 17 年	1	8	0	7	0	7	0	23	
平成 18 年	3	3	4	2	1	5	0	18	
平成 19 年	5	3	4	7	0	4	0	23	
平成 20 年	3	6	2	3	0	3	0	17	
平成 21 年	6	2	1	7	0	3	0	19	
計	146	344	150	408	23	178	2	1,251	

- (注) 1. 航空・鉄道事故調査委員会の取扱い件数を含む。
 - 2. 大型機とは、最大離陸重量が 5,700kg を超える飛行機のことをいう。
 - 3. 小型機とは、最大離陸重量が 5,700kg 以下の超軽量動力機を除く飛行機のことをいう。

資料6 航空機の機種別発生件数の推移(航空重大インシデント)

(件)

機種		飛行機		回転翼	航 空 機			
発生年	大型機	小型機	超軽量 動力機	ヘリ コプター	ジャイロ プレーン	滑空機	飛行船	計
平成 13 年	3	0	0	0	0	0	0	3
平成 14 年	0	1	2	1	0	1	0	5
平成 15 年	7	1	4	2	0	1	0	15
平成 16 年	5	3	4	2	0	0	0	14
平成 17 年	10	3	1	1	0	0	0	15
平成 18 年	2	2	0	0	0	0	0	4
平成 19 年	6	2	2	1	0	1	0	12
平成 20 年	4	1	0	0	0	0	0	5
平成 21 年	4	5	0	2	0	0	0	11
計	41	18	13	9	0	3	0	84

- (注) 1. 航空・鉄道事故調査委員会の取扱い件数を含む。
 - 2. 大型機とは、最大離陸重量が 5,700kg を超える飛行機のことをいう。
 - 3. 小型機とは、最大離陸重量が 5,700kg 以下の超軽量動力機を除く飛行機のことをいう。
 - 4. 平成 13 年の件数は、10 月以降のもの。

資料7 平成21年に発生した航空事故等の概要

(航空事故)

No.	発生年月日	発生場所	所 属	登録記号・型式	概 要
1	H21. 2. 10	群馬県 利根郡みなか み町	新日本へリコプタ 一(株)	JA6055 ^゙ル式206L-3型	送電線巡視のため群馬県沼田 市の場外離着陸場を離陸した が、巡視中に交差している別
				(回転翼航空機)	の送電線に接触し、付近の畑
					に墜落した。機長ほか1名が 重傷を負った。同機は大破し
					た。
2	H21. 2. 20	公海上	ノースウエスト	N676NW	マニラ国際空港を離陸し、成
		成田国際空	航空	18 118 15-1-	田国際空港へ向けて飛行中、
		港の南南西		ボーイング式747-	成田国際空港の南南西約
		約174kmの		400型	174km の上空、高度約
		上空		(大型機)	30,300ftにおいて、機体が動揺し、乗客4名が重傷、27名
					が軽傷、客室乗務員7名が軽
					傷を負った。
3	H21. 3. 5	新潟県	エールフランス	FGSPD	パリのシャルル・ド・ゴール
		新潟空港付近	航空		国際空港を離陸し、成田国際
		上空		ボーイング式777-	空港へ向けて降下中、新潟空
				200型	港の南東約21㎞、高度約
				(大型機)	30,600ftにおいて機体が動揺
					し、後部ギャレーの客室乗務
					員2名が重傷を負った。
4	H21. 3. 23	千葉県	フェデラル エク	N526FE	同社の貨物便として成田国際
		成田国際空港	スプレス コーポ		空港滑走路34 L に着陸した
		滑走路34L上	レーション	タ゛ク゛ラス式MD-	際、バウンドを繰り返した
				11F型	後、左主翼が破損して出火
				(大型機)	し、炎上しながら左にロール
					し、滑走路左の草地に横転してなります。
					て停止した。機長及び副操縦
					士が死亡した。同機は、大破 し、火災により大部分が焼失
					し、人及により人能力が焼大した。
5	H21. 3. 29	茨城県	個人	JR1397	守谷場外離着陸場を離陸し、
		猿島郡五霞町			関城場外離着陸場を経由し
		川妻		ランス゛式S-6ESコヨ	て、五霞場外離着陸場に着陸
		利根川河川敷		ーテⅡ型	した。その後、五霞場外離着
				(超軽量動力機)	陸場を離陸し、五霞場外離着
					陸場から約200m離れた草地に
					墜落し、搭乗者2名が死亡し
					た。機体は大破した。

No.	発生年月日	発生場所	所 属	登録記号・型式	概要
6	H21. 4. 5	岐阜県	個人	JA28TT	レジャーのため、飛騨場外離
	1121. 4. 0	高山市丹生川		JN2011	着陸場において、離陸滑走を
				 ディー・ジー式DG-	開始した際、右に偏向して滑
		飛騨場外離着		800B型	走路を逸脱し、同離着陸場の
		陸場(飛騨工		(滑空機)	北側に隣接するビニールハウ
		アパーク)		(1月至1)及7	スに機首を突っ込み停止し
					た。同機は中破した。
7	H21. 4. 27	大阪府	大阪航空㈱	JA7987	八尾空港を離陸し、同空港A
'	1121. 1. 21	八尾空港A滑		<i>3</i>	滑走路において離着陸訓練
		走路付近		ロビンソン式	中、当該滑走路付近の着陸帯
		ACID 17 ACID 1		R22Beta型	内の芝地に不時着した際、機
				(回転翼航空機)	体を損傷した。
8	H21. 7. 20	兵庫県	個人	JA32CT	美保飛行場を離陸し飛行中、
	1121.1.20	ハ単州 但馬飛行場の		J110201	但馬飛行場付近上空を飛行中
		南東約15km		 pビンソン式R44 II	との交信を最後に連絡が途絶し
		(西床尾山)		型	えた。その後、8月6日、山中
		付近		 (回転翼航空機)	に墜落した機体及び2名の遺
		1177			体が発見された。
9	H21. 8. 3	滋賀県	朝日航洋㈱	JA9690	滋賀県高島市今津町の荷吊り
	1121.0.0	高島市今津町	491 H WELT (NI)	JHOOO	場において、資材吊り上げの
		の山中、標高		アエロスハ゜シアル式	ため降下中、立木が折れて地
		約500m付近		AS332L型	上の作業員に当たり、作業員
		7,300 om/ 3,00		(回転翼航空機)	1名が重傷を負った。同機の
					搭乗者に死傷はなく、機体の
					損傷もなかった。
10	H21. 8. 9	大阪府	個人	JA100M	訓練のため舞洲ヘリポートを
		大阪市此花区	1 III / 1	<i>U-11</i> * * * * * * * * * * * * * * * * * *	離陸し、大阪市此花区の夢洲
		, 1// 1// 2010		ロビンソン式	上空においてオートローテー
				R22Beta型	ション訓練中、強く接地して
				(回転翼航空機)	左に横転し、機体が損傷し
					た。同機は大破した。
11	H21. 8. 10	東京都	エアーニッポン	JA56AN	鳥取空港を離陸し、東京国際
		東京国際空港	(株)		空港B滑走路に着陸したが、
		B滑走路上		ボーイング式737-	到着後の点検の結果、機体尾
		·		800型	部下面に破損等の損傷が確認
				(大型機)	された。また、東京国際空港
					B滑走路上に擦過痕が確認さ
					れた。

No.	発生年月日	発生場所	所 属	登録記号・型式	概要
12	H21. 9. 5	静岡県	個人	ЈАЗЗТН	三保場外離着陸場において慣
		静岡市清水			熟飛行を終え、駐機予定場所
		区三保場外		pt シソン式R44型	へ移動し接地しようとした際
		離着陸場		(回転翼航空機)	に姿勢を崩し、不整地にハー
					ドランディングして機体を損
					傷した。同機は中破した。
13	H21.9.11	岐阜県	岐阜県防災航空	JA96GF	岐阜県鍋平場外離着陸場を離
		高山市飛騨	隊		陸し、奥穂高岳付近において
		温泉郷神坂		ベル式412EP型	救助活動中、墜落した。同機
		地内(奥穂		(回転翼航空機)	は大破し、搭乗者3名が死亡
		高岳付近)			した。
14	H21. 10. 10	愛媛県	個人	JA4079	南紀白浜空港を離陸し、松山
		松山空港滑走			空港へ着陸する際、着陸装置
		路上		ハ゜イハ゜ー式PA-	を収納したまま着陸し滑走路
				28R-201T型	上でかく座した。同機は中破
1.5	1101 10 11	小汽头	/III I	(小型機)	した。
15	H21. 10. 11	北海道	個人	JA2503	美瑛滑空場を発航し飛行中、
		美瑛岳東約 6kmの山中		 バレンティン/FFT式	美瑛岳東約6kmの山中において機体を損傷した。
		окшуушү		KIWI型	(機件と損易した。
				(滑空機)	
16	H21. 10. 28	大阪府	アシアナ航空	HL7763	 ソウル国際空港を離陸し関西
		関西国際空港	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	112.1.00	国際空港への着陸時にバウン
		B滑走路上		エアハ゛ス式A321型	ドしたため着陸復行を行っ
				(大型機)	た。その際、機体尾部を滑走
					路面に接触させた。その後、
					再度進入を行い、同空港に着
					陸した。着陸後の点検で機体
					尾部下面に損傷が発見され
					た。
17	H21. 10. 30	鹿児島県	航空大学校	JA4165	熊本空港を離陸し、鹿児島空
		鹿児島空港滑			港に着陸した際、滑走路上で
		走路上		ビーチクラフト式A36	かく坐して停止した。
				型	
				(小型機)	
18	H21.11.7	長野県	(社)長野県航空	JA2540	訓練のため長野市滑空場をウ
		長野市若穂綿	協会		インチ曳航により離陸した
		内芦ノ町(長		PZLビエルスコ式	が、離陸後すぐに曳航索より
		野市滑空場)		SZD-50-37° ハッチ	離脱し、同滑空場にハードラ
				型	ンディングした。操縦教員が
				(滑空機)	軽傷、操縦練習生が重傷を負
					った。同機は中破した。

No.	発生年月日	発生場所	所 属	登録記号・型式	概 要
19	H21. 11. 29	島根県	日本エアコミュ	JA8887	出雲空港から大阪国際空港に
		出雲空港滑走	ーター(株)		向けて離陸した直後の高度約
		路上空		サーブ式	300ftにおいて、機首左側に
				SAAB340B型	鳥が衝突したが、計器の指示
				(大型機)	等に異常が見られなかったこ
					とから、飛行を継続し、大阪
					国際空港に着陸した。着陸
					後、同社による点検の結果、
					機体に損傷が発見された。同
					機は中破した。

(航空	2重大インシ	/デント)			
No.	発生年月日	発生場所	所 属	登録記号•型式	概 要
1	H21. 1. 27	長崎県 長崎空港滑 走路36進入 端の南西約 2.4nm の 海	個人 (A機)	JA4001 セスナ式172P型 (小型機)	A機は、機長の慣熟飛行のため、長崎空港の滑走路36から出発する際、滑走路手前で待機するよう指示されていたが、誘導路A-3上の停止位置
		上上空	海上自衛隊第22 航空群第22航空 隊 (B機)	JN8417 三菱シコルスキー式 SH-60K型 (回転翼航空機)	標識を越えて滑走路36に進入したため、先に連続離着陸訓練のため滑走路36の使用許可を受けて進入中のB機が管制指示により復行した。
2	H21. 2. 17	鹿児島県 鹿屋飛行場 の北北東 7nm付近の 上空	海上自衛隊第211 教育航空隊 (A機) 新日本航空㈱ (B機)	JN8776 川崎ヒューズ式 369D型 (回転翼航空機) JA4061 セスナ式172型 (小型機)	A機は、鹿屋飛行場から出発し学生操縦による訓練実施のため鹿屋飛行場の北北東7nm、高度2,200ftから高度約2,500ftに上昇中、左後方から接近するB機を視認し、衝突の可能性があると判断したため学生から操縦を交代、右降下旋回を行った。
3	H21.3.20	大阪府 大阪国際空港 B滑走路上	全日本空輸㈱ (A機) (A機) (株ジャルエクス プレス (B機)	JA8969 ボーイング、式777- 200型 (大型機) JA8294 ダ゛グ゛ラス式DC-9- 81型 (大型機)	B機が、大阪国際空港B滑走路に向け着陸進入中、当該B滑走路手前で地上待機していたA機が当該B滑走路に入ったため、管制官の指示により復行した。
4	H21.3.25	鹿児島県 種子島空港 の北北西約 6km付近上 空	日本エアコミューター(株)	JA847C ボンバルディア式 DHC-8-402型 (大型機)	種子島空港を離陸し、鹿児島 空港へ向け離陸上昇中、種子 島空港の北北西約6km付近上 空高度約3,800ftにおいて、 第1エンジンからの異音ともに当該エンジンに不具合が 発生したことを示す計器表示 があったため、追身ターミナル を停止後、鹿児島を要請し、 鹿児島空港に着陸した。
5	H21.3.25	長崎県 長崎空港B 滑走路上	エアフライトジャパン(株) (A機) オリエンタルエアブリッジ(株) (B機)	JA4193 パ イパ ー式PA- 28R-201型 (小型機) JA802B ボンハ ルディア式 DHC-8-201型 (大型機)	A機が連続離着陸訓練の許可を受け長崎空港B滑走路に向け最終進入中に、B機は離陸の許可を受け当該滑走路から離陸滑走を開始した。その際、A機は自らの判断で着陸を中止し、B機も自らの判断で離陸滑走開始直後に停止した。

No.	発生年月日	発生場所	所 属	登録記号・型式	概 要
6	H21. 3. 28	沖縄県 那覇空港の	ヒラタ学園	JA135E	救急患者輸送のため、久米島 場外離着陸場を離陸し、沖縄
		西約50km付		ユーロコフ。ター式	本島の首里場外離着陸場に向
		近の上空		EC135T2型	け海上を飛行中、慶良間列島
				(回転翼航空機)	の北西約6nm(約11km)、高
					度約800ftにおいて左エンジ
					ンが停止したため、目的地を
					飛行経路途中の那覇空港に変 更し着陸した。
7	H21. 5. 26	福岡県	エス・ジー・シ	JA3922	社内試験飛行のため、佐賀空
'	1121. 0. 20	大牟田市付	一佐賀航空㈱	JK3922	港を離陸し、その後、エンジ
		近上空、	上 其 //L 三 /M/	txナ式172P型	ンが停止したため、福岡県み
		高度約		(小型機)	やま市の造成地の作業用道路
		5,000ft			に不時着した。
8	H21. 6. 23	山口県	大韓航空	HL7240	済州国際空港を離陸し飛行
		光市付近上			中、客室与圧の低下を示す計
		空、高度約		エアバ、ス・インタ、ストリ	器表示があり、乗客用酸素マ
		10, 100m		-式A300-600型	スクが自動落下した。当該機
				(大型機)	は、緊急降下を実施のうえ飛
					行を継続し、中部国際空港に
			6.3		着陸した。
9	H21.7.23	大阪府	㈱ジャルエクス	JA8499	A機は、大阪国際空港滑走路
		大阪国際空	プレス	48 48 ~ ban a	32Lへ着陸し、駐機場に向か
		港A滑走路	(A +616)	タ゛グラス式DC-9-	っていた。
		付近	(A機)	81型 (大型機)	一方、B機は、同時刻ごろ着 陸許可を受けて大阪国際空港
			日本エアコミュ	JA844C	陸計可を支げて入阪国际空間 の滑走路32Rへ進入中であっ
			ロダニアコミュ	JA044C	た。
			/ (1/17	ボンバルディア式	^-。 B機は、A機が滑走路32R内
			(B機)	DHC-8-402型	に進入したため、管制官の指
				(大型機)	示により復行した。
10	H21.8.4	静岡県	個人	JA3930	耐空検査のため飛行し、静岡
		三保場外離			市内三保場外離着陸場に着陸
		着陸場		セスナ式172Mラム型	した際、離着陸帯を逸脱し草
				(小型機)	地にて停止した。
11	H21. 10. 11	徳島県	個人	JA4058	徳島飛行場の滑走路29に着陸
		徳島飛行場			した後、駐機場へ向けて走行
		誘導路N-2		n° イn° -式PA-	中、誘導路N-2の工事区域に
		上		46-310P型	進入してかく座した。
				(小型機)	

資料8 平成21年に述べた所見(航空事故等)

平成 21 年の所見は 3 件(航空事故 2 件、航空重大インシデント 1 件)であり、その概要は次のとおりです。

① 個人所属 JR1397 (ランズ式 S-6ES コヨーテⅡ型 (超軽量動力機、複座)) に係る航空 事故

(平成21年8月28日)

本事故の背景には、超軽量動力機愛好者が飛行許可を取得することなく、場外離着陸 場間を飛行するような航空法違反が横行していたことがあるものと考えられる。

本事故以外にも必要な航空法の許可の全部又は一部を受けずに飛行していた超軽量動力機及び自作航空機の事故及び重大インシデントが多数発生しており、平成12年3月31日付けの事故調査報告書においても「事故防止の観点から、自作航空機、超軽量動力機等の無許可飛行の防止に資するより実効性ある方策を検討する必要がある。」旨の所見を出しているところである。これに関連して航空局は、関係団体に注意喚起の文書を発出するとともに、航空局のホームページに「超軽量動力機等の安全確保」に関する情報を掲示し、超軽量動力機の愛好者が容易に許可申請できるように告知している。

しかしながら、超軽量動力機の無許可飛行時の事故については、件数及び割合とも減少しているものの、その後も続いており、引き続き、超軽量動力機及び自作航空機等の愛好者に対し必要な許可の取得について周知してゆく必要があるものと考えられる。

② 第一航空㈱所属 JA3721 (セスナ式 TU206F 型) に係る航空事故

(平成 21 年 11 月 27 日)

本事故は、同機が同空港への進入中、人家が密集している市街地の道路上へ不時着するという、近隣地域社会に不安を与えるものであった。本事故においては、同機のエンジンの機能が正常であったにもかかわらず、不正確な不具合情報に基づき、製造者の安全情報において進入中は使用すべきではないとされている補助燃料ポンプを進入中に使用したため、同機のエンジンが停止したものと推定される。

同種事故の再発を防止するため、小型機を運航する事業者においては、製造者等からの安全情報の周知及び社内における不具合情報の的確な伝達の重要性についてあらためて留意すべきである。

③ スカイマークエアラインズ㈱所属 JA767F(ボーイング式 767-300 型)に係る航空重 大インシデント

(平成21年1月23日)

1. エンジン洗浄の実施について

本重大インシデントにおけるタービン・ブレードの破断の原因は厳密には特定できなかった。HPT2段目ブレードの内部冷却空気通路の被膜には硫黄を含む粉末が付着していたことから、母材が酸素と反応して強度が低下し、低サイクル疲労によりブレードが破断する可能性も考えられる。

日本は周囲を海に囲まれていること、大気中に硫化物を含む黄砂が流れてくること、 活火山が多いこと等から、エンジン内部に硫黄等の悪影響を与え得る粉末が付着する機 会が多い厳しい運航環境にあると考えられる。

エンジン製造者が設定し推奨しているエンジン洗浄は、燃費向上を主目的としたものであるが、これらの付着物の除去効果も期待できることから、日本国内で航空機を運航する運航者は、自社エンジンの使用状況等を勘案し、必要に応じて実施することを検討すべきである。

2. ブレード被膜の品質管理

本重大インシデント調査での金属解析によって、ブレード被膜加工者毎にき裂の発生 割合が大きく異なることが確認された。き裂の発生を減少させ、ブレード破断を防止するため、被膜加工者は品質管理を徹底すべきである。

資料9 調査対象となる鉄道事故・鉄道重大インシデント

<調査対象となる鉄道事故>

◎運輸安全委員会設置法第2条第3項(鉄道事故の定義)

「鉄道事故」とは、鉄道事業法第 19 条の列車又は車両の運転中における事故及び専用鉄道において発生した列車の衝突又は火災その他の列車又は車両の運転中における事故並びに軌道において発生した車両の衝突又は火災その他の車両の運転中における事故であって、国土交通省令(委員会設置法施行規則)で定める重大な事故をいう。

◎運輸安全委員会設置法施行規則第1条

(設置法第2条第3項の国土交通省令で定める重大な事故)

- 1 鉄道事故等報告規則第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事故
- 2 同規則第3条第1項第4号から第6号までに掲げる事故であって、次に掲げるもの イ 乗客、乗務員等に死亡者を生じたもの
 - ロ 5人以上の死傷者を生じたもの
 - ハ 鉄道係員の取扱い誤り又は車両若しくは鉄道施設の故障、損傷、破壊等に原因 があるおそれがあると認められるものであって、死亡者を生じたもの
- 3 同規則第3条第1項第4号から第7号までに掲げる事故であって、特に異例と認められるもの
- 4 専用鉄道において発生した同規則第3条第1項第1号から第7号までに掲げる事故に準ずるものであって、特に異例と認められるもの
- 5 軌道において発生した第 1 号から第 3 号までに掲げる事故に準ずるものとして運輸安全委員会が告示で定めるもの

【参考】 鉄道事故等報告規則第3条第1項各号に掲げる事故

- 1号 列車衝突事故、2号 列車脱線事故、3号 列車火災事故
- 4号 踏切障害事故、5号 道路障害事故、6号 鉄道人身障害事故
- 7号 鉄道物損事故

- ○運輸安全委員会告示第1条(設置法施行規則第1条第5号の告示で定める事故)
 - 1 軌道事故等報告規則第1条第1項第1号から第6号までに掲げる事故であって、 次に掲げるもの
 - イ 乗客、乗務員等に死亡者を生じたもの
 - ロ 5人以上の死傷者を生じたもの
 - 2 同規則第1条第1項第1号から第7号までに掲げる事故であって、特に異例と認められるもの
 - 3 軌道運転規則第3条第1項の規定に基づき、鉄道に関する技術上の基準を定める 省令を準用して運転する軌道において発生した事故であって、運輸安全委員会設置 法施行規則第1条第1号から第3号までに掲げる事故に準ずるもの

【参考】 軌道事故等報告規則第1条第1項各号に掲げる事故

- 1号 車両衝突事故、2号 車両脱線事故、3号 車両火災事故、
- 4号 踏切障害事故、5号 道路障害事故、6号 人身障害事故
- 7号 物損事故

調査対象となる鉄道事故

区分	衝突事故	脱線事故	火災事故	踏切障害	道路障害	人身障害	物損事故				
鉄道 (鉄道に準じ て運転する軌 道を含む) 【告 1-3】				・乗客・乗務員等に死亡者 ・5 人以上の死傷者 ・鉄道係員の取扱い誤り又は車両 若しくは鉄道施設の故障、損 傷、破壊等に原因があるおそれ があると認められるもので死亡 者発生 【施規 1-2】							
				特に異例なもの【施規 1-3】							
専用鉄道			特に異	例なもの【カ	施規 1−4】						
軌道	乗2	客・乗務員等	学に死亡者、	5 人以上の死傷者【告 1-1】							
【施規 1-5】	特に異例なもの【告 1-2】										

- ※1 鉄道における車両の衝突事故、脱線事故、火災事故でも、踏切障害事故、道路障害事故、 人身障害事故の対象となるもので、乗員・乗務員等に死亡者の生じたもの等【施規 1-2】、特に異例な もの【施規 1-3】は調査対象となる。
- (注) 【施規】は運輸安全委員会設置法施行規則、【告】は運輸安全委員会告示を示し、数字は条・号を略記したもの。

<調査対象となる鉄道重大インシデント>

◎運輸安全委員会設置法第2条第4項第2号(鉄道事故の兆候の定義)

鉄道事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令(委員会設置法施行規則) で定める事態をいう。

◎運輸安全委員会設置法施行規則第2条

(設置法第2条第4項第2号の国土交通省令で定める事態)

【委員会ホームページ http://www.mlit.go.jp/jtsb/example.pdf 事例①~⑩参照】

1 鉄道事故等報告規則第4条第1項第1号に掲げる事態であって、同号に規定する区間 に他の列車又は車両が存在したもの

【閉そく取扱いを完了しないうちに、当該閉そく区間を運転する目的で列車が走行した 事態=「閉そく違反」と略称。事例①】

- 2 同規則第4条第1項第2号に掲げる事態であって、同号に規定する進路に列車が進入 したもの
 - 【列車の進路に支障があるにもかかわらず、当該列車に進行を指示する信号が現示、又は、列車に進行を指示する信号を現示中に当該列車の進路が支障された事態=「信号違反」と略称。事例②】
- 3 同規則第4条第1項第3号に掲げる事態であって、同号に規定する進路の区間を防護 する信号機の防護区域に他の列車又は車両が進入したもの
 - 【列車が停止信号を冒進し、当該列車が本線路における他の列車又は車両の進路を支障した事態 =「信号冒進」と略称。事例③】
- 4 同規則第4条第1項第7号に掲げる事態であって、列車の衝突、脱線又は火災が発生 する危険性が特に著しい故障、損傷、破壊等が生じたもの

【設備等に故障等が生じた事態=「施設障害」と略称。事例⑦】

5 同規則第4条第1項第8号に掲げる事態であって、列車の衝突、脱線又は火災が発生 する危険性が特に著しい故障、損傷、破壊等が生じたもの

【車両に故障等が生じた事態=「車両障害」と略称。事例⑧】

- 6 同規則第 4 条第 1 項第 1 号から第 10 号までに掲げる事態であって、特に異例と認め られるもの
 - 【それぞれ、4号「本線逸走」(事例④)、5号「工事違反」(事例⑤)、6号「車両脱線」(事例⑥)、9号「危険物漏えい」(事例⑨)、10号「その他」(事例⑩)と略称】
- 7 軌道において発生した前各号に掲げる事態に準ずるものとして運輸安全委員会が告示で 定めるもの

○運輸安全委員会告示第2条

(設置法施行規則第2条第7号の告示で定める事態(軌道における重大インシデント))

1 軌道事故等報告規則第 2 条第 1 号に掲げる事態であって、同号に規定する区間に他の本線路を運転する車両が存在したもの

【保安方式の取扱いを完了しないうちに、当該保安区間を運転する目的で本線路を運転する車両が走行=「保安方式違反」と略称。】

2 同規則第 2 条第 4 号に掲げる事態であって、本線路を運転する車両の衝突、脱線又は 火災が発生する危険性が特に著しい故障、損傷、破壊等が生じたもの

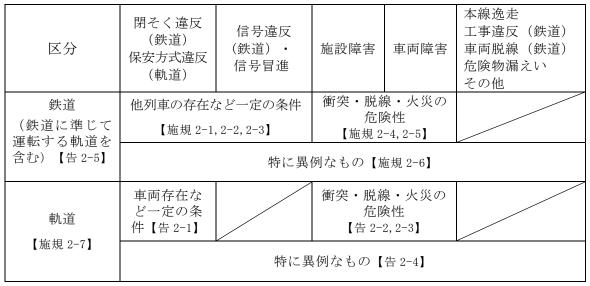
【設備等に故障等=「施設障害」と略称。】

3 同規則第2条第5号に掲げる事態であって、本線路を運転する車両の衝突、脱線又は 火災が発生する危険性が特に著しい故障、損傷、破壊等が生じたもの

【車両に故障等=「車両障害」と略称。】

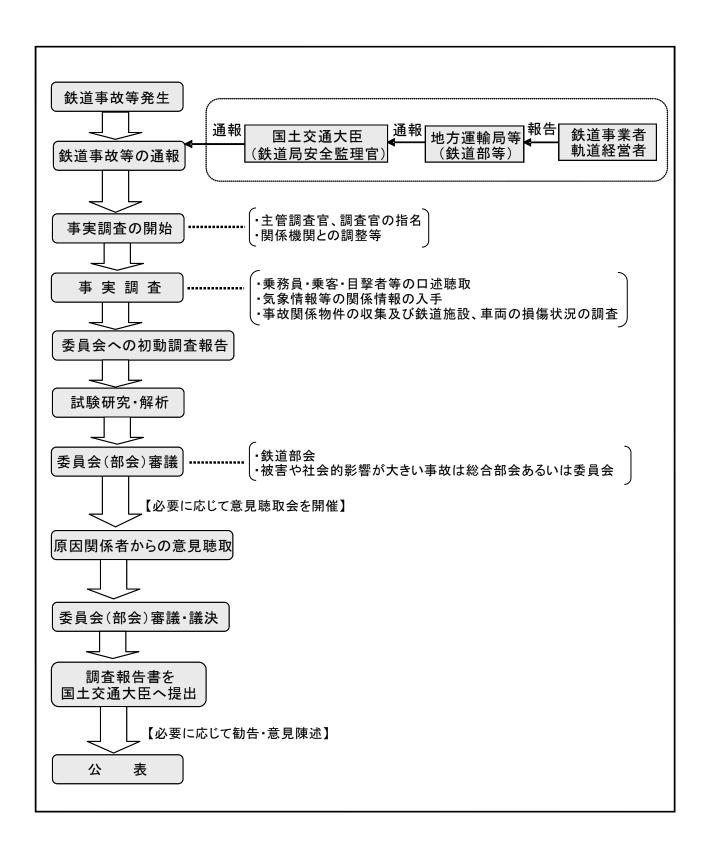
- 4 同規則第2条第1号から第7号までに掲げる事態であって、特に異例と認められるもの 【それぞれ、2号「信号冒進」、3号「本線逸走」、6号「危険物漏えい」、7号「その他」と略称。】
- 5 軌道運転規則第3条第1項の規定に基づき、鉄道に関する技術上の基準を定める省令 を準用して運転する軌道において発生した事態であって、施行規則第2条第1号から 第6号までに掲げる事態に準ずるもの

調査対象となる重大インシデント



(注) 【施規】は委員会設置法施行規則、【告】は委員会告示を示し、数字は条・号を略記したもの。

資料 10 鉄道事故等調査の流れ



資料 11 調査対象の事故等種類別発生件数の推移(鉄道事故)

(件)

****			鉄		道					軌		道			
事故等種類	列	列	列	踏	道	鉄道人	鉄	車	車	車	踏	道	人	44	
1至校	車	車	車	切	路	人	道	両	両	両	切	路	身	物	計
	衝	脱	火	障	障	身障害	物	衝	脱	火	障	障	障	損	
発生年	突	線	災	害	害	害	損	突	線	災	害	害	害	150	
平成 13 年	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
平成 14 年	1	14	1	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	20
平成 15 年	1	20	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23
平成 16 年	0	18	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	20
平成 17 年	2	20	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	24
平成 18 年	1	13	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	16
平成 19 年	0	12	2	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	19
平成 20 年	0	7	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	13
平成 21 年	0	5	1	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	11
計	5	113	9	11	0	6	2	1	4	0	0	0	0	0	151

⁽注) 1. 航空・鉄道事故調査委員会の取扱い件数を含む。

資料 12 調査対象の事故等種類別発生件数の推移(鉄道重大インシデント)

(件)

***				鉄		;	道						軌		道			
事故等 種類 発生年	閉そく違反	信号違反	信号冒進	本線逸走	工事違反	車両脱線	施設障害	車両障害	危険物漏えい	その他	保安方式違反	信号冒進	本線逸走	施設障害	車両障害	危険物漏えい	その他	計
平成 13 年	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
平成 14 年	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
平成 15 年	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
平成 16 年	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
平成 17 年	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
平成 18 年	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4
平成 19 年	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
平成 20 年	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
平成 21 年	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
計	0	7	0	0	4	0	0	13	0	1	0	0	0	0	0	0	0	25

⁽注) 1. 航空・鉄道事故調査委員会の取扱い件数を含む。

^{2.} 平成 13 年の件数は、10 月以降のもの。

^{2.} 平成 13年の件数は、10月以降のもの。

資料 13 平成 21 年に発生した鉄道事故等の概要

(鉄道事故)

No.	発生年月日	鉄道事業者	線区	事故種類	概 要
1	H21. 2. 14	北海道旅客 鉄道㈱	北海道 釧網線 南斜里駅~中斜里 駅間	列車脱線事故	列車の運転士は、減速しつつ東 1線道路踏切道に進入し、踏切 を越えたあたりでレールから落 ちたような衝撃を感じたため、 非常ブレーキを使用し、列車は 踏切から約82m走行して停止し た。停止後に確認したところ、 先頭車両の前台車全2軸が左へ 脱線していた。
2	H21. 2. 20	西日本旅客 鉄道㈱	兵庫県 山陽線 明石駅〜西明石駅 間	鉄道人身障害 事故	列車の運転士は、速度約95km/h で運転中、隣接線で夜間作業に 使用している保守用車付近か ら、下り電車線に作業員が立ち 入るのを認めたため、直ちに非 常ブレーキを使用したが間に合 わず衝突し、作業員は死亡し た。
3	H21. 2. 27	近畿日本鉄道㈱	三重県 大阪線 東青山駅構内	列車脱線事故	列車の運転士は、速度約60km/h で運転中、前方の線路内にオレンジ色をしたものを認めたので 非常ブレーキを使用した。列車 は、オレンジ色をしたものの付 近で左側に振られ本線から分岐 している保守基地線に入り、電 柱と接触したのち、同線上で停 止したが、全車両の全軸8軸が 脱線していた。乗客2名が負傷 した。
4	H21. 3. 30	八戸臨海鉄 道㈱	青森県 八戸臨海鉄道線 北沼駅〜八戸貨物 駅間 市川通り1号踏切道	踏切障害事故	列車の運転士は、速度約20km/h で運転中、前方の市川通り1号 踏切道に事業用普通乗合自動車 が一旦停止をせずにそのまま入 ってきたため、直ちに非常ブレ ーキを使用するとともに気笛を 吹鳴したが間に合わず、列車は 同自動車に衝突し、同自動車を 押したまま約9m走行して停止 した。同自動車の乗客6名全員 が重軽傷を負った。

No.	発生年月日	鉄道事業者	線区	事故種類	概 要
5	H21. 4. 2	東日本旅客 鉄道㈱	山形県 奥羽線 高畠駅~赤湯駅間 鍋田踏切道	踏切障害事故	列車の運転士は、速度約101km/h で運転中、前方の鍋田踏切道に 何かものを認めたため常用 最大ブレーキを操作して気笛を 吹鳴した。すずでに一キを操作し り改ところ、特殊信号を発光とは がしたが間に合わず、約161m行 きるで運転士が負傷し、 の運転者は死亡した。
6	Н21. 7. 3	東海旅客鉄道㈱	静岡県 東海道線 三島駅〜沼津駅間	鉄道人身障害 事故	列車の運転士は、速度約92km/h で力行運転中、箱根裏街道踏切 道の直前で隣接する右側の下り 線で作業をしていた集団の中か ら、上り線に作業員が立ち入る のを認めたため、直ちに非常ブ レーキを使用したが間に合わ ず、同列車は作業員と衝突し た。なお、作業員は死亡した。
7	H21.8.8	島原鉄道㈱	長崎県 島原鉄道線 吾妻駅~古部駅間 第78-2号踏切道	列車火災事故 (踏切障害に伴うもの)	列車の運転士は、速度約65km/h で運転中、第78-2号踏切道の手 前で、進行方向右側から同踏切 道内に進入するがした。 を認め、非常で、列車を使用動 を認め、非常で、列車を使用動 をが間に合わず、同自動車を押止した。 で約50m行き過した。列車の 車体等が焼損した。列車の運転 3名が負傷し、同自動車の運転 者も負傷した。
8	H21. 8. 27	一畑電車㈱	島根県 北松江線 朝日ヶ丘駅〜松江 イングリッシュガ ーデン前駅間	列車脱線事故	列車の運転士は、半径200mの 左曲線を速度55km/hで力行運転 中、車両に異音と動揺を感じた ため、非常ブレーキを使用して 停止させた。列車は、先頭車両 の前台車全2軸が右へ脱線して いた。列車の乗客3名が負傷し た。
9	H21. 9. 9	日本貨物鉄 道㈱	大阪府 東海道線 吹田信号場構内	列車脱線事故	吹田信号場構内の分岐器付近を 走行していた列車の前から9両目 の前台車全2軸が脱線した。
10	H21. 12. 19	日本貨物鉄 道㈱	宮崎県 日豊線 市棚駅構内	列車脱線事故	市棚駅構内において、列車の後 ろから2両目の後台車全2軸が進 行方向左側に脱線した。

No.	発生年月日	鉄道事業者	線区	事故種類	概 要
11	H21. 12. 28	北海道旅客 鉄道㈱	北海道 根室線 富良野駅構内	鉄道人身障害 事故	富良野駅構内で停止していた排 雪モーターカーに列車が衝突し た。列車の乗客12名及び排雪モ ーターカーの係員3名が軽傷を 負った。

(鉄道重大インシデント)

No.	発生年月日	鉄道事業者	線区	インシデント種類	概 要
1	Н21. 1. 15	北海道旅客 鉄道㈱	北海道 函館線 江部乙駅~滝川駅 間	信号違反	列車の運転士は、滝川駅の上り 第1閉そく信号機の注意信号現 示を確認して進行したところ、 同駅の上り場内信号機手前で停 止している先行列車の最後部を 認めたため、直ちに常用ブレー キを使用したが、列車は当該上 り第1閉そく信号機を越えたと ころで停止した。
2	H21.5.1	伊賀鉄道㈱	三重県 伊賀線 上林駅構内	車両障害	列車が上林駅に停止する直前 に、ホームがない側である同列 車右側の旅客用乗降口の扉がす べて開いた。その後、同列車は 旅客用乗降口の扉の開閉を手動 扱いにするとともに監視者を添 乗させて上野市駅まで運転を継 続し、同駅で同編成の以降の運 転を打ち切った。
3	H21.10.2	豊橋鉄道㈱	愛知県 渥美線 豊島駅〜神戸駅間	車両障害	列車の車掌は、神戸駅を発車した後、車内を巡回しながら前方へ移動していたところ、先頭車両の左側扉1箇所が開いているのを認めたため、直ちに運転士に報告し非常停車した。
4	H21. 12. 5	九州旅客鉄 道㈱	長崎県 大村線 川棚駅〜彼杵駅間	車両障害	列車の運転士は、走行中に戸閉表示灯が消灯していることを認めたため、直ちに非常ブレーキを使用して列車を停止させた。停止後に扉の状況を確認したところ、2両目の1箇所の扉が約2cm開いているのを認めた。

資料 14 平成 21 年に述べた所見(鉄道事故等)

平成21年の所見は、ありませんでした。

資料 15 調査対象となる船舶事故・船舶インシデント

<調査対象となる船舶事故>

◎運輸安全委員会設置法第2条第5項(船舶事故の定義)

「船舶事故」とは、次に掲げるものをいう。

- 1 船舶の運用に関連した船舶又は船舶以外の施設の損傷
- 2 船舶の構造、設備又は運用に関連した人の死傷

<調査対象となる船舶インシデント>

◎運輸安全委員会設置法第2条第6項第2号(船舶事故の兆候の定義)

船舶事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令(委員会設置法施行規則)で定める事態

◎運輸安全委員会設置法施行規則第3条

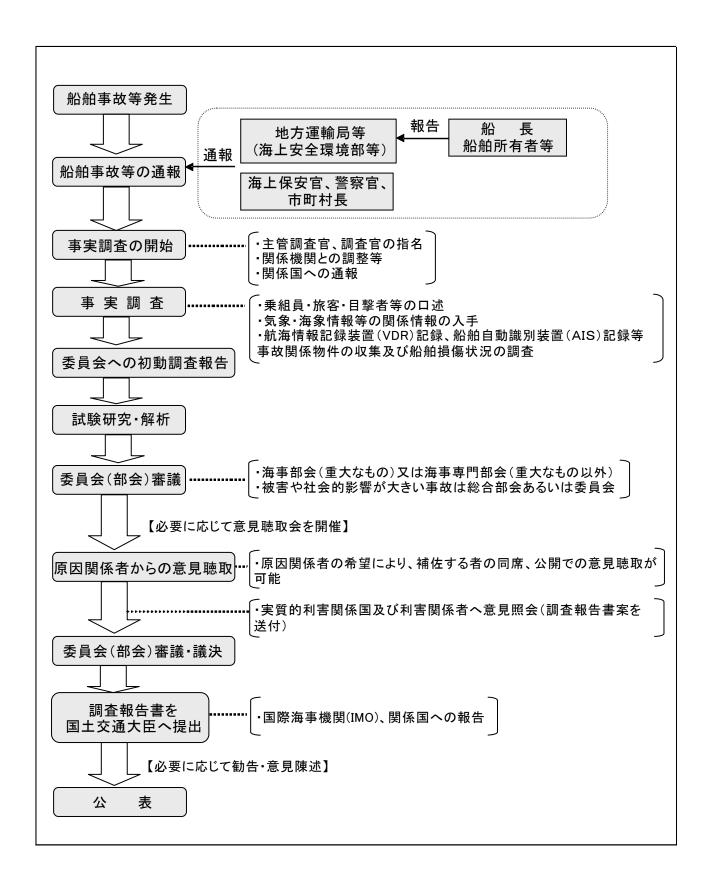
(設置法第2条第6項第2号の国土交通省令で定める事態)

- 1 次に掲げる事由により、船舶が運航不能となった事態
 - イ 航行に必要な設備の故障
 - ロ船体の傾斜
 - ハ 機関の運転に必要な燃料又は清水の不足
- 2 船舶が乗り揚げたもののその船体に損傷を生じなかった事態
- 3 前2号に掲げるもののほか、船舶の安全又は運航が阻害された事態

<船舶事故等種類>

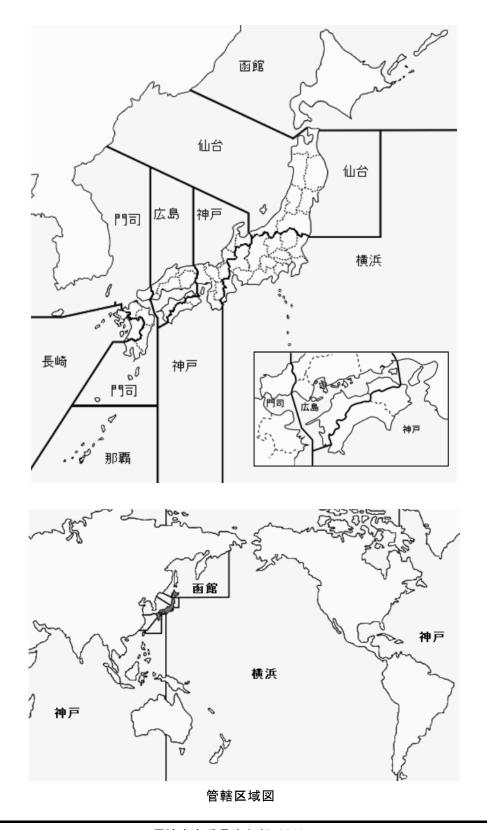
	調査対象となる船舶事故等	船舶事故等の種類
船舶	船舶の運用に関連した船舶又は 船舶以外の施設の損傷	衝突、乗揚、沈没、浸水、転覆、火災、 爆発、行方不明、施設損傷
事故	船舶の構造、設備又は運用に関 連した人の死傷	死亡、死傷、行方不明、負傷
	航行に必要な設備の故障	運航不能(機関損傷、推進器損傷、舵故障)
船舶	船体の傾斜	運航不能 (船体異常傾斜)
インシ	機関の運転に必要な燃料又は清 水の不足	運航不能 (燃料不足、清水不足)
デン	船舶が乗り揚げたもののその船 体に損傷を生じなかった事態	座洲
۲	船舶の安全又は運航が阻害され た事態	安全阻害、運航阻害

資料 16 船舶事故等調査の流れ



資料 17 船舶事故等の管轄区域図

船舶事故等の調査を行うため、地方事故調査官等を地方事務所(8 か所)に配置しています。 船舶事故等調査の対象となる水域は、我が国の河川や湖沼を含む世界の水域であり、地方事務 所の管轄区域は次のとおりとなっています。なお、船舶事故等のうち重大なものについては、 東京の事務局の船舶事故調査官が所掌しています。



資料 18 事故等区分による調査担当組織、部会等

船舶事故等のうち、重大なものは東京の船舶事故調査官が調査を担当し、海事部会で審議します。

また、重大なもの以外の船舶事故等は、8か所に配置された地方事務所の地方事故調査官が 調査を担当し、海事専門部会で審議します。

> 船舶事故等のうち 重大なもの

調 查 担 当 組 織 : 船舶事故調查官

【東京の事務局】

審議・議決部会 : 海事部会

船舶事故等のうち重大なものの定義

- ・旅客のうちに、死亡者若しくは行方不明者又は2人以上の重傷者が発生
- ・5人以上の死亡者又は行方不明者が発生
- ・国際航海に従事する船舶に係る事故であって、当該船舶が全損又は死亡者 若しくは行方不明者が発生
- ・油等の流出により環境に重大な影響を及ぼしたもの
- ・船舶事故等に伴い発生した被害に先例がないもの
- ・特に重大な社会的影響を及ぼしたもの
- ・その原因を明らかにすることが著しく困難なもの
- ・被害の軽減のための重要な教訓が得られるもの

船舶事故等のうち 重大なもの以外 調 査 担 当 組 織 : 地方事故調査官

【 管轄地方事務所 】

審議・議決部会 : 海事専門部会

資料 19 水域別発生件数(船舶事故等)

(件)

水域		領海内			
発生年	特定港	12 海里以内	領海外	合計	
平成 19 年		3			3
平成 20 年	231	582	16	53	882
平成 21 年	318	989	33	68	1,408
計	549	1,574	49	121	2,293

⁽注) 平成 20 年 10 月 1 日~平成 21 年 12 月末まで運輸安全委員会の調査対象としたもの(海難審判庁から引き継いだ事故を含む)。

資料 20 事故等種類別発生件数(船舶事故等)

(件)

事故等					舟	船事書	汝					船				
種類	衝	衝	乗	沈	浸	転	火	爆	施	死	そ	運	座	安	運	
		突							設 等	傷	စ	航		全	航	計
発生年		単							·····································		0)	不		阻	阻	
光工牛	突	+)	揚	沒	水	覆	災	発	傷	等	他	能	洲	害	害	
平成 19 年		1	2													3
平成 20 年	181	97	250	12	4	30	15	4	31	63	1	63	42	9	80	882
平成 21 年	303	148	399	19	17	51	41	1	33	209	2	91	32		62	1,408
計	484	246	651	31	21	81	56	5	64	272	3	154	74	9	142	2,293

⁽注) 1. 平成20年10月1日~平成21年12月末まで運輸安全委員会の調査対象としたもの(海難審判庁から引き継いだ事故を含む)。

^{2.} 死傷等は、死亡、死傷、行方不明、負傷事故の件数である。

資料 21 船舶の種類別発生隻数(船舶事故等)

(隻)

船舶 種類 発生年	旅客船	貨物船	油送船	漁船	引船	押船	作業船	台船	はしけ	交通船	遊漁船	瀬渡船	プレジャー	公用船	その他	計
平成 19 年	2	1														3
平成 20 年	48	332	46	311	48	49	28	31	35	4	27	6	154	12	12	1,143
平成 21 年	80	452	60	557	83	65	39	47	47	10	35	4	299	39	27	1,844
計	130	785	106	868	131	114	67	78	82	14	62	10	453	51	39	2,990

(注) 平成20年10月1日~平成21年12月末まで運輸安全委員会の調査対象としたもの(海難審判庁から引き継いだ事故を含む)。

資料 22 トン数別発生隻数(船舶事故等)

(隻)

トン数	20	20~	100~	200~	500~	1600~	3000~	5000~	10000~	30000		
		100	200	500	1600	3000	5000	10000	30000	50000	不詳	計
発生年		トン未満	トン未満	トン未満	トン未満	トン未満	トン未満	トン未満	トン未満			
平成 19 年	1			1							1	3
平成 20 年	453	55	141	219	79	23	16	17	11	15	114	1,143
平成 21 年	665	91	208	262	101	39	37	44	25	16	356	1,844
計	1,119	146	349	482	180	62	53	61	36	31	471	2,990

(注) 平成20年10月1日~平成21年12月末まで運輸安全委員会の調査対象としたもの(海難審判庁から引き継いだ事故を含む)。

資料 23 平成 21 年に発生した重大な船舶事故等の概要

平成21年に発生した重大な船舶事故

No.	発生 年月日	事 故 名	発生場所	死傷等
1	H21.1.11	旅客船さかもと3 旅客負傷	岡山県笠岡市真鍋島南西 沖	負傷2人(旅客)
2	H21.1.12	引船第八きさ丸 台船No. 5 0 3 沈没	和歌山県白浜町市江埼南 西方沖	行方不明3人 (乗組員)
3	H21. 2. 20	貨物船MARINE STAR (パナマ船籍) 貨物船たかさご 衝突	備讃瀬戸東航路内	
4	H21. 2. 22	遊漁船ユニコーン 衝突(防波堤)	千葉県袖ヶ浦市北袖椎津 2号防波堤	負傷3人 (船長、遊漁客2人)
5	Н21. 3. 10	自動車運搬船CYGNUS ACE (パナマ船籍) 多目的貨物船ORCHID PIA (大韓民国船籍) 衝突	東京都大島東方沖	行方不明16人 (ORCHID PIA乗組 員)
6	H21. 3. 20	コンテナ専用船KUO CHANG (香港船籍) 作業員死亡	阪神港神戸区ポートアイ ランドコンテナ岸壁	死亡2人(作業員)
7	H21. 4. 14	漁船第十一大栄丸 転覆	長崎県平戸市平戸島西方	死亡11人 行方不明1人 (乗組員)
8	H21. 6. 13	貨物船SINGAPORE GRACE (香港船籍) 作業員死亡	大分県大分市佐賀関 日鉱製錬㈱佐賀関製錬所 広浦Aバース	死亡3人(作業員)
9	H21. 10. 24	漁船第一幸福丸 転覆	八丈島の北北東約55km (発見)	死亡1人 行方不明4人 (乗組員)
10	H21. 10. 25	遊漁船太海丸 乗揚	熊本県上天草市三角灯台 付近	死亡1人(釣客) 負傷2人(船長、釣 客)
11	H21. 10. 27	コンテナ船CARINA STAR (大韓民国船籍) 護衛艦くらま 衝突	関門海峡 (関門橋東側)	負傷6人 (くらま乗組員)
12	H21.11.13	フェリーありあけ 船体傾斜	三重県熊野灘(尾鷲市三 木埼灯台の南方)	
13	H21.12.11	プレジャーボートノーファイト 転覆	北海道苫小牧港東港内防 波堤付近	死亡6人 (船長、同乗者5人)

資料 24 平成 21 年に述べた所見(船舶事故等)

平成21年の所見は5件(船舶事故)であり、その概要は次のとおりです。

① 漁船福良丸爆発に係る船舶事故

(平成21年5月29日)

本事故は、港内で係留していた機関室内において、スプレー剤が使用され、可燃性ガスが滞留していた状況下、排油ポンプモーターの端子を電源につないだ際、電気スパークが発生したため、同ガスに着火、爆発したものである。

スプレー剤などの機械部品の洗浄剤については、自動車用部品やブレーキの洗浄用など、自動車整備用として、大量販売の工具店等で幅広く販売されているが、価格も840ml あたり400円程度と比較的安価であり、かつ、洗浄性に優れていることから、多くの漁船やプレジャーボート関係者にも好んで使用されている。

小型船の機関室で、このスプレー剤を多量に使用すれば、成分の可燃性ガスが爆発限 界内の濃度となって滞留する可能性が高く、機関始動等に伴う着火源の存在により爆発 事故を発生させ、甚大な人身事故を引き起こす可能性があることから、船舶関係者は、 スプレー剤を機関室内など狭い室内で、強制換気を行わずに使用することが極めて危険 であると注意する必要がある。

② 漁船日光丸沈没に係る船舶事故

(平成21年6月26日)

本事故の発生には、ほたて漁船の荒天時の積載量の大きさと事故発生時の救難機関への通報の遅れが関与した可能性がある。

従って、ほたて漁船船長は、海象が悪化した時、積載量を減らして十分な乾舷を確保することにより、横波による海水の流入を防ぐべきである。また、積荷を均等に積み、クレーンを低く格納することにより、重心の上昇を避けるべきである。

漁業従事者は、海上保安庁による早期の捜索開始を確保するため、荒天時に僚船が帰港せず、無線連絡がとれないなど遭難の可能性があるときは、直ちに海上保安庁に通報したのち、必要な捜索活動に移るべきである。

③ 貨物船清和丸乗組員負傷に係る船舶事故

(平成21年6月26日)

本事故において、2号ポットのサイトグラスが破裂したことについては、本船の船舶管理会社及び機関部乗組員により、ドレンポットの設計、使用及び維持整備基準が定められず、安全管理が適切に行われずに2号ポットが設けられ、また、サイトグラスの取替作業が行われていたため、発生した可能性があると考えられる。また、1号ポットについても、同様に破裂の可能性があると考えられる。

このため、同種事故を防止するには、本船の船舶管理会社は次の対策を講じる必要がある。

- (1) 管理船舶において、機関室内配管の変更を行う場合、機関部乗組員は本船の船舶管理会社に許可を得て変更を行うこととし、配管変更願いがあったときは、造船所や専門の機器メーカーに問い合わせるなどして、強度や安全に十分配慮し、その可否を速やかに決定できる社内体制を整備すること
- (2) 管理船舶の機関部乗組員に対し、機関室内配管の変更工事に関して次の事項を遵守するよう指導すること
- ① 部品を交換する際には、適正な材料と寸法のものを使用すること
- ② 高圧流体が流れる配管の継ぎ手部、付属品に接近する場合は、破裂や噴出の可能性があることに十分留意すること
- ③ 高圧流体が流れる配管の弁の開弁操作は微開とすること。必要に応じ、オリフィスなどの「絞り」を挿入すること

④ 旅客船ドリーム海上タクシー第十一住吉丸衝突に係る船舶事故

(平成 21 年 11 月 26 日)

本事故は、安全統括管理者あるいは運航管理者の立場にある船長が、気象情報を十分に把握せず、また、視程が運航基準に定める条件以下となったとき、運航中止の措置をとらなかったなど、自らが管理する安全管理規程を遵守していなかったこと、並びに運航の可否判断において、船長、運航管理者及び安全統括管理者によるチェック体制が十分に機能していなかったことから、船舶運航事業者全体として安全管理規程の目的である輸送の安全確保について、十分に理解していなかったことにより発生したものと考えられる。

船舶運航事業者は、海上において人命を預かる自らの使命を再確認し、安全管理規程の目的である輸送の安全確保について、全社員に対して意識の徹底を図ることが必要である。

⑤ 遊漁船第七浩洋丸沈没に係る船舶事故

(平成 21 年 12 月 18 日)

遊漁船については、次のような安全対策の検討が望まれる。

- (1) 人命の安全対策について
- ① 救命胴衣
 - a 船長は、出港前に救命胴衣の保管場所及び着用方法を確認し、可能な限り乗船中 は常時着用させること。
 - b 救命胴衣の製造関係者は、今後の小型船舶用の救命胴衣の研究・開発に際して は、意識不明になっても顔面を水面上に支持し、窒息することのないような安全な 浮遊姿勢となる要件についても視野に入れること。
- ② EPIRBの遭難信号装置の設置 船長は、沈没事故発生を自動的に発信し、衛星経由により海上保安庁に伝達される EPIRBを設置すること。
- (2) 船体の安全対策について
- ① 発航前の点検等

船長は、プロペラ点検口窓を有する船舶については、発航前の点検を励行し、船 齢、改造等による乾舷の減少に注意を払い、また、航行中に速力が減じるなどの異常 を感じたときには速やかに速力を落とし、プロペラの駆動を止めて、プロペラ点検口 窓に異常がないかなどの調査をすること。

さらに、船長は、本船と同じ造船所で建造された船舶、あるいは振動が激しいものについては、特に入念に点検すること。

② プロペラ点検口に関する検査

日本小型船舶検査機構は、既にプロペラ点検口の一層の安全確保措置を講じているが、船体検査の実施に当たり、不具合があり是正措置を講じた場合には記録を残すとともに、当分の間の記録の分析を行い、相当数の不具合が発生した場合には、船舶所有者に対して日常的な保守管理に資するべく周知すること。